子ども手当が継続されます

子ども手当は、平成23年4月から9月まで、これまでと同じ月額1万3千円が支給されます。

子ども手当の概要

●支給の対象となるかた
15歳以下（15歳になり最初の3月31日まで）の児童
●支給金額　児童1人につき月額13,000円
●所得制限　なし
●適用期間　平成23年4月～9月分
●支給方法　下記の予定で指定口座へ振り込みます

支給日	支給該当月
平成23年6月10日（金）	2～5月分
平成23年10月7日（金）	6～9月分

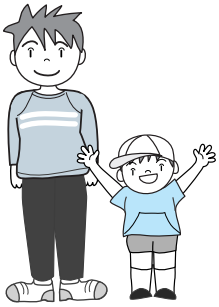

●申請に必要なもの
・印鑑
・請求者の金融機関口座の写し
・請求者の健康保険証の写しなど
・児童と別居しているかたは「申立書」や「児童の属する世帯全員の住民票」など
※そのほか、必要に応じて提出するものがあります

申請が必要なかた

出生や転入で支給対象となる児童がいる

→ 子育て支援課・各支所・川口駅前行政センターの窓口で申請してください
※出生日または前市区町村の転出予定日の翌日から15日以内に申請してください

申請が必要ないかた

平成23年3月末時点で受給している

→ 引き続き支給します
平成23年6月の「現況届」の提出は必要ありません
※ただし、10月に届出・申請などが必要となることがあります

現在、平成23年10月分以降の手当は未定です。詳細は、制度が決まり次第お知らせします。

問い合わせ…子育て支援課　給付係　☎048-258-1110 内線2919・2622～2624　FAX048-252-7776

川口市と鳩ヶ谷市の合併協議について⑮

埼玉県知事に廃置分合（合併）申請書を提出しました

川口市、鳩ヶ谷市の両市議会において合併関連議案が可決されたことを受けて、平成23年3月25日に、岡村川口市長と木下鳩ヶ谷市長は、両市市議会議長および地元選出県議会議員立ち会いのもと、廃置分合申請書を上田県知事に提出しました。

今後は、埼玉県議会の議決、県知事による合併決定、総務大臣への届け出、総務大臣による告示などの手続きを行い、10月11日に合併する予定です。

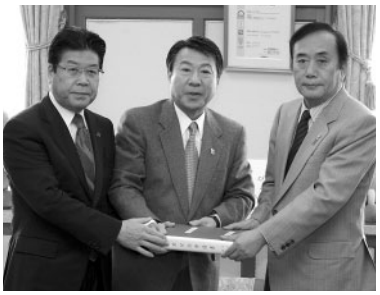

埼玉県知事へ合併を申請

お知らせ

川口市・鳩ヶ谷市合併協議会事務局は、朝日環境センターリサイクルプラザから川口市役所総合政策課内へ移転しました。

【移転先】
〒332-8601　川口市青木2丁目1番1号
川口市役所本庁舎4階総合政策課内

問い合わせ…
総合政策課／川口市・鳩ヶ谷市合併協議会
☎048-227-7515
FAX048-257-1008